

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【公開番号】特開2001-58945(P2001-58945A)

【公開日】平成13年3月6日(2001.3.6)

【出願番号】特願2000-204686(P2000-204686)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 9/50

A 2 3 K 1/16

A 2 3 L 1/30

A 2 3 L 1/302

A 2 3 L 1/303

A 6 1 K 9/107

A 6 1 K 47/04

A 6 1 K 47/10

A 6 1 K 47/22

A 6 1 K 47/24

A 6 1 K 47/26

A 6 1 K 47/34

A 6 1 K 47/36

【F I】

A 6 1 K 9/50

A 2 3 K 1/16 3 0 3 D

A 2 3 L 1/30 Z

A 2 3 L 1/302

A 2 3 L 1/303

A 6 1 K 9/107

A 6 1 K 47/04

A 6 1 K 47/10

A 6 1 K 47/22

A 6 1 K 47/24

A 6 1 K 47/26

A 6 1 K 47/34

A 6 1 K 47/36

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月8日(2004.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

組成物の全重量を基準とした重量パーセントで、場合により高分子量炭水化物と組み合わせた、マルトース若しくはマルトースシロップ、又は、低分子量炭水化物の混合物からなる、炭水化物マトリックス中のカプセルに入れられた、脂溶性物質約1重量%～約40重量%；乳化剤約0.1重量%～約30重量%；及び、場合により、抗酸化剤約0.1重量%～約15重量%、を含む組成物。

【請求項 2】

炭水化物マトリックスが、高分子量炭水化物と組み合わせた、低分子量炭水化物の混合物からなる、請求項1記載の組成物。

【請求項 3】

低分子量炭水化物が、フルクトース、グルコース、グルコースシロップ、スクロース、ラクトース、D-グルコース、マルトース、高マルトース固体物(シロップ)、キシロース、アラビノース、リボース、及び糖アルコール類からなるグループから選択される、請求項1又は2記載の組成物。

【請求項 4】

低分子量炭水化物が、フルクトース、グルコース、グルコースシロップ、マルトース、及びスクロースからなるグループから選択される、請求項1又は2記載の組成物。

【請求項 5】

炭水化物マトリックスが、高分子量炭水化物と組み合わせた、マルトース、又は、50重量%以上のマルトースを含む高マルトース固体物(シロップ)からなる、請求項1記載の組成物。

【請求項 6】

高分子量炭水化物が、マルトデキストリンである、請求項1から5のいずれか1項記載の組成物。

【請求項 7】

脂溶性物質が、ビタミンA、E、D、及びKからなるグループから選択される脂溶性ビタミン若しくはそれらの誘導体、カロチノイド、多不飽和脂肪酸、又はそれらの混合物である、請求項1から6のいずれか1項記載の組成物。

【請求項 8】

ビタミンA誘導体が、酢酸ビタミンA、又は、パルミチン酸ビタミンAである、請求項7記載の組成物。

【請求項 9】

カロチノイドが、-カロチン、アスタキサンチン、アポカロテナール、カンタキサンチン、アポエステル、シトラナキサンチン、及びゼアキサンチンからなるグループから選択される、請求項7記載の組成物。

【請求項 10】

多不飽和脂肪酸が、アラキドン酸(AA)、ドコサヘキサエン酸(DHA)、及びエイコサペンタエン酸(EPA)からなるグループから選択される、請求項7記載の組成物。

【請求項 11】

低分子量炭水化物約30重量%～約95重量%、好ましくは、約50重量%～約85重量%、さらに好ましくは、約70重量%を含む、請求項1から10のいずれか1項記載の組成物。

【請求項 12】

高分子量炭水化物0重量%～約50重量%、好ましくは、約10重量%～約40重量%、さらに好ましくは、約30重量%を含む、請求項1から11のいずれか1項記載の組成物。

【請求項 13】

乳化剤が、ポリオキシエチレン-ソルビタン-脂肪酸エステル、化学的に修飾されたデンプン、又はパルミチン酸アスコルビルである、請求項1から12のいずれか1項記載の組成物。

【請求項 14】

抗酸化剤が、アスコルビン酸ナトリウム、パルミチン酸アスコルビル、d1- -トコフェロール、混合トコフェロール、レシチン、及びそれらの混合物からなるグループから選択される、請求項1から13のいずれか1項記載の組成物。

【請求項 15】

請求項1から14のいずれか1項記載の組成物、及び糖を含む、食物の栄養価を高めるた

めの予めの混合物。

【請求項 1 6】

請求項 1 から 1 4 のいずれか 1 項記載の組成物の調製方法であって、脂溶性物質約 1 重量 % ~ 約 4 0 重量 % ; 場合により高分子量炭水化物 0 重量 % ~ 約 5 0 重量 % と組み合わせた、マルトース、又は、低分子量炭水化物の混合物、約 3 0 重量 % ~ 約 8 5 重量 % ; 乳化剤約 0 . 1 重量 % ~ 約 3 0 重量 % ; 及び、場合により、抗酸化剤約 0 . 1 重量 % ~ 約 1 5 重量 % ; を含む水中油滴型エマルジョンを調製すること ; 及び、所望ならば、このエマルジョンをドライパウダーに変換すること、を含むことを特徴とする方法。

【請求項 1 7】

マルチビタミン錠、硬ゼラチンカプセル、又はドライフード若しくは飼料組成物のための、請求項 1 から 1 4 のいずれか 1 項記載の組成物の使用。

【請求項 1 8】

予めの混合物を調製する方法であって、ドライパウダーの形態で、糖及び請求項 1 から 1 2 までのいずれか 1 項記載の組成物を、約 1 4 / 1 ~ 約 4 / 1 の比率で混合することを特徴とする方法。

【請求項 1 9】

ドライパウダーに加えられる前に、少量の飽和スクロース溶液又は少量の水を加えることにより、その糖が湿っている、請求項 1 8 記載の方法。

【請求項 2 0】

抗ケーキング剤が、好ましくは、約 0 . 2 重量 % ~ 約 2 重量 % の量で加えられる、請求項 1 8 又は 1 9 記載の方法。

【請求項 2 1】

抗ケーキング剤が、ケイ酸又はケイ酸塩である、請求項 2 0 記載の方法。